

# 外国特許トピックス

2017年3月  
特許業務法人志賀国際特許事務所  
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

## ブラジルー日本間の PPH 試行プログラム開始

ブラジル特許庁は、2017年3月28日付で Resolution No. 184/2017 を発行し、2017年4月1日より日本との間で特許審査ハイウェイ (PPH) を開始することを発表いたしましたので、今回はブラジル出願における日本間の PPH について紹介いたします。

### 1. PPH 開始の背景

ブラジル国内では、特許出願の審査遅延が大きな問題となっており、実際、弊所データにおいても審査請求日から最初の拒絶理由通知が発行されるまで5年以上経過している案件がほとんどです。経済発展の著しいブラジルに対しては、日本から自動車産業を中心に多くの企業が進出し、日本企業によるブラジル出願が増加している現状に鑑み、日本とブラジルの両特許庁が協力して、審査遅延を解消する目的で IT 分野および自動車関連技術中心の機械分野に関し、審査促進の整備を行うこととなりました。

### 2. PPH プログラムに必要な条件

- (1) ブラジル特許庁への出願日については特別な制限はありません。
- (2) 発明または実用新案であること。
- (3) 分割出願ではないこと。  
※ただし、審査官に単一性の欠如を指摘され、その対応として行うオリジナル出願から直接の分割出願は、例外として PPH プログラム対象と認められます。
- (4) IT 分野及び自動車関連技術中心の機械分野であること。  
※日本特許庁が受ける日本ーブラジル間の PPH 申請においては、技術分野の制限はありません。
- (5) パテントファミリーの最初の出願がブラジル特許庁または日本特許庁に対して行われていること。

### 3. その他

- (1) PPH 試行期間については、2017年4月1日より2年間、または日本とブラジルの両特許庁それぞれが最大200件の申請を受け付けるまでとなります(申請の時系列順に従って受け入れが決定されます)。
- (2) 申請可能件数については、一出願人あたり4か月に6件までとなります。ただし、試行期間最後の4か月(2018年12月～2019年3月まで)はそのような制限はありません。(日本特許庁が受け付ける PPH 申請には一出願人あたりの申請可能件数に制限はありません。)

日本と南米諸国間の PPH は、既に実施しているコロンビアに続いて、上記ブラジルのほか、同じ2017年4月1日からアルゼンチン、さらに2017年8月1日からチリと、続々開始されます。日本特許庁も、南米諸国の豊富な資源・エネルギーや経済発展に狙いを付ける日本企業の意向を反映するように各国特許庁と PPH の合意を取り付けていますので、審査促進の効果を期待しつつ、今後の南米諸国の動向に注目して参ります。

#### 《続報／2017年1月 外国特許トピックス》

2017年1月の外国特許トピックスでお知らせいたしました、ブラジルの優先権および出願の譲渡 (Resolution No. 174/2016) についての続報です。

PCT 出願後に署名の優先権譲渡の経過措置規定について内容が不明確なため、差し替えが行われる見込みであるとお伝えしておりましたが、ブラジル特許庁は Resolution No. 174/2016 を取り消す Resolution No. 179 を発行し、2017年3月1日より施行となりました。

Resolution No. 179 により、Resolution No. 174/2016 で規定されていた、譲渡証の署名はブラジル国内移行手続き日より前の日付で行う必要があること、Resolution No. 174/2016 の条件を満たさない譲渡証について90日以内に訂正手続きを行う必要があることが削除され、その他の規定はほとんどそのまま残っている結果となりましたので、現地代理人が懸念していた不明確な規定による混乱は回避される見込みです。

以上